

1. マイナンバーは誰のもの？ 本人も知らないうちに勤務先事業所へ郵送

昨日まで、19人の議員が一般質問に立たれました。

本日は、わたくし一人のために本会議を開催いただき、ご参集いただいたことに感謝申し上げ、質問に入ります。

5月15日、市内・市外の約1万5000事業所に、住民税特別徴収対象者約11万人分のマイナンバーを記載して送付しました。

何のために、マイナンバーを記載して、郵送したのですか？

お答えください。

→答弁

資料1

送付したこの封筒には、「開封前にお読みください。必ず、担当部署・担当者が開封してください」とのシールが貼ってあるが、郵送先の1万5000事業所で番号法第12条による適切安全管理義務がある担当部署・担当者を把握していたのですか？

→答弁

マイナンバーを記載したことで、事業所及び納税者、市の行政事務にどんなメリットがあるのですか？

→答弁

マイナンバーを記載したことによって今年の特別徴収税額は1円でも増えるのですか？

→答弁

特別徴収額通知の郵送は例年600万円でしたが今年は700万円も経費が余分にかかりました。

1円の税込増もない。

700万円のコスト増に見合うメリットは何もない。
こういうのを無駄遣いというのではありませんか。
送り付けられた事業所は迷惑しています。

私は今回の質問の前に、市民税課から文書回答もいただいています。
そこには、「特別徴収額決定通知書」につきましては、地方税法第43条により
総務省令で定める様式に準じて作成するものとされ、地方税法施行規則第2条
により、第3号様式が示され、これに個人番号を記載するよう定められていま
す」とあり、これらの法令順守の観点から本市は個人番号を記載することを決
めた。とあります。

もっともらしく聞こえますが、
番号法にも地方税法にも特別徴収通知書に個人番号の記載を義務付ける規定は
ありません。

資料2

総務省令で定める第3号様式用の紙の欄外説明備考欄に、「個人番号欄には納税
義務者の個人番号を記載すること」、という説明があるに過ぎない。

番号法第19条第1項は「何人も・・・特定個人情報の提供をしてはならない」
という本条文を前提として、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で
の提供を「例外」とする規定です。

特別徴収に個人番号記載して事業所に通知する必要性はありません。

さらに、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」でも、「市町
村長は・・・の主語で、住民税を徴収するために、事業者に対し、その従業員
の個人番号と徴収税額を通知することができる」とあり、「できる」とあるだけ
で、義務づけているわけではありません。

だからこそ、各自治体が、自治事務として個人番号を記載する、しないの判断
を行ったということではないのですか。

資料3

県内市町の個人番号記載状況はご覧の通りです。

東京都内では40近い自治体が記載しないと決めました。

以上のように

あくまでも個人番号記載は、通知書様式の備考説明事項に過ぎず、番号法19
条の例外規定であり、ガイドラインにおいても、できる規定で、義務付けでは
ない根拠を示しましたが、四日市市は、地方税法、施行規則を持ち出して、あ

たかも義務であるかのように言っているのは、「自治事務」及び「特定個人情報」の認識が脆弱ではないかと指摘しますが、反論があればお答えください。

ちなみに、総務省は「個人番号の不記載」は「番号法、地方税法上、罰則規定はない、と認め、県下の市町が三重県に問い合わせたら、「不記載でもしかたないですね」との答えが県庁からかえってきたそうです。

マイナンバーの記載は、自治事務ですよ、記載する、しないは市の判断・裁量・決定にゆだねられたものではないのですか？

→答弁

特別徴収にかかるマイナンバーの取り扱いについては、本年4月13日、弁護士が加入する日弁連（日本弁護士連合会）が総務大臣及び全国市長会等に意見書を提出しています。ご承知かと思いますが、市はこの日弁連の意見書にどんな見解を持ったのですか？

→答弁

マイナンバー記載については、各界団体からも中止を求める声が上がっていました。

全国の開業医の63%や勤務医10万人が加入する保険医団体連合会も2月に

総務省に中止を求めています。

納税者本人の知られたくない権利を侵して、しかも、徴収業務上必要もなく、事業所のマイナンバー管理の実状を調べも、把握もせず、漏洩のリスクを顧みず送付したことは、本市の個人情報保護の認識と、そもそも法的根拠に対する認識の脆弱さを露呈する行為だと重ねて指摘する。

2000年に地方分権一括法が施行され、最大の成果であるはずの機関委任事務の廃止が実現しました。

政府と自治体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」に変わった。

「地方自治の夜明け」のはずだったが、マイナンバーにみられるように国指導のもと、地方が従う構図がなんら変わっていないことは分権改革の息切れではないか。

自治体の側が主導する意識改革がなければ、地方自治を成熟できない。
公害対策も、福祉政策も、景観問題も、子育て支援も、自治体が国より
先に政策をつくってきたではありませんか。
地方分権、自治とは、何かを問われているのではないかと申し上げたい。

最後に、特別徴収通知は来年もあるが、来年はどうするのですか？
見解を聞いておきたい。

→答弁

2.「子育てするなら四日市」は、待機児童数が東海最多のまちですか？

・・・と通告いたしました。

最初に、この通告タイトルにお答えください。イエスですかノーですか？

→答弁

本年2月、新年度の保育所入所申込み1684人に対して、182人に
「不承諾通知」が送付されました。
申込者の10.8%です。10人に一人以上が「不承諾」だったというこ
とになります。

資料4

その後、二次調整が行われ、今年度最終、4月1日、入園申込みに対し、
「入所できなかった児童」は、「空き待ち」167人、うち54人がいわゆる
厚労省の定義する「待機児童」として県に報告されました。
54人のうち52人が、0歳から2歳児です。
ちなみに、昨年同時期の「待機児童数」は、64人でした。
年度途中の10月時点では、3ケタに増加しています。
四日市では、過去5年間待機児童はゼロになったことがない。

昨年6月、「四日市の待機児童ゼロ宣言はいつになるのか？」の質問に対し
部長は「平成29年度、ゼロをめざします」と答弁したが、その後、11月議
会では「民間園の開園、既存園の定員拡大等で平成31年4月には待機児童ゼ
ロを実現したい」と半年で2年先延ばしの答弁でした。
そうすると、来年、平成30年4月も待機児童が発生する予測前提にたってい

るということですか？

→答弁

私は、市の保育行政が保育ニーズに何も対応していないなどと言うつもりはありません。

資料5

平成26年と28年の公立保育園児童数比較を見ると、市長が先の議会でも答弁されたように、公立保育園で192人受け入れ増実績はあるし、民間事業者の協力によって新たな園の開園と計画がすすんでいることも承知しています。

しかしながら、現実には待機児童が発生しつづけている。

保育が必要な子どもに認定証を発行しながら、入所できない子どもを作り出しています。

そこで、法認識を問いたい。

資料6

保育が必要な子どもに必要な保育施設（量）と保育の質を確保することは自治体の責務であることは、児童福祉法第24条1項に「市町村は、保育が必要とされる場合、当該児童を保育しなければならない」と保育実施義務が明記されているところであり、平成29年3月31日改正の「保育所保育指針改定」に照らしても明らかである。

ところが「子育てするなら四日市」のまちで、保育が必要と認定しながら、保育所に入れない状況があることは、自治体が保育実施責務を果たしていない。

このような状態は「児童福祉法」違法状態ではありませんか？

その認識はありますか？

→答弁

改正法交付直後、内閣府は「地方自治体職員向けQ&A」を公表し、次のような見解を示しています。

Q：児童福祉法第24条第1項は残ることになりますが、市町村の保育の実施義務が後退することはないと考えてよいのでしょうか」

A：「児童福祉法第24条第1項に規定されている保育所の保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に、市町村が保育の実施義務を担うことになりました。これにより、保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、施設ではなく市町村に申込み、保護者が市町村と契約して利用す

る仕組みになります。また、私立保育所に対しては、保育の実施義務を担う市町村から委託費が支払われ、保育料の徴収も市町村が行うことにします・・・とあります。

つまり、市町村の保育の実施義務は維持されただけでなく、さらに強化されたと理解されているのであります。

全国の都市部で起きている「待機児童問題」で訴訟も起きていることはご承知かと思えます。

児童福祉法改正前の2005年、さいたま地裁は、保育所に入所できなかったことによる損害賠償請求を認め、川越市に賠償を命じる判決を下している。

法改正後、三鷹市で「不承諾通知」を受けた保護者が、行政不服審査請求を行い、棄却されたことを受けて、原告保護者は2016年2月、不承諾決定は児童福祉法違反であるとして、同市を相手に損害賠償訴訟を提訴しました。

2016年7月、東京地裁立川支部は、原告の請求を棄却し、控訴した東京高裁2017年2月判決でも控訴棄却の判決となっています。最高裁はまだですが。

同判決は「保育所の定員を上回る必要があることを理由にした入所不承諾決定は、保育所整備は市町村の政策的、裁量的判断に基づくものであり、保育の必要がある子どもが入所できるだけの保育所整備を第一義的に義務付けているとは言えない」と述べている。

言い換えれば、待機児童が生じるのはやむを得ない」と言うものですが、

本市の認識、見解は、この判決同様「保育所整備は自治体の政策的、裁量的判断で待機児童が生じるのはやむを得ない」ということですか？

児童福祉法は「理念」ですか？

見解を求めます。

→答弁

「子育てするなら四日市」の看板が色あせて見えます。看板の横に「ただいまの待機児童数」を書いたほうがいい。

保育ニーズは2017年がピークだと言う人もいるが、日本総研は2020年まで続くと言う見方です。

本市が2015年策定した「こども子育て支援事業計画」は平成27年から32年までの5か年計画ですが、スタート時からニーズ見込みに齟齬が出て

待機児童が県下最多、東海最多となっている事態です。
行政も努力はされているが、ニーズに对应されていない、違法状態ではないか
と言っても、「そうではない」という認識のお答えが返ってくる。
「子育てするなら四日市」の看板が泣いています。
保育が必要だという乳幼児を抱えた保護者が2年待てますか、3年待てますか。
保育実施義務はどこに行ったのですか。

平成27年から31年度の子ども子育て支援事業計画の見直しを今年度行われると聞いているが、いつまでに、何を見直し、どう進めるのか
お答えください。

→答弁

待機児童問題がなぜこのように全国で深刻化しているのか。
根本は、認可保育所が不足している、にもかかわらず、この間の国の対策が保
育所の新增設を基軸にせず、急場しのぎの、規制緩和対応に終始したことで引
き起こされたと言えます。

「待機児童」問題は社会問題となっている。
6月14日、朝日新聞にこんな記事がありました。
見出し「待機児童ゼロ、3年先じゃ遅い」
「保活トラウマに2人目を生む月を調整」
「社会全体で育てる」ビジョンと予算を。

今年も多くの方が「保育園落ちた」という経験をしました。
認可保育所に入れないう待機児童は4月時点で2万人を超え、政府は「ゼロ」に
する目標の3年先送りを決めた。
当事者は、どう受け止めているのか。
保育園落ちた親が語る

Aさん「フルタイムの共働きだからどこかに入れると思っていたので役所から
不承諾通知にびっくり。育児休業を延長した。上司からは、何とかなら
ないのか、と言われるが自分の力ではどうしようもない」

Bさん「「また保活で絶望感を味わうのかと思うと、2人目を生まないほうが幸
せなのではと考えてしまう。待機児童ゼロと発表したまちに引っ越すこ
とも考えている」・・・

四日市市の保育行政の対応はこの間の部長答弁でも認可保育園の拡充を基本としながらすすめると述べられている一方で、0～2歳ニーズ対応は地域型小規模保育事業も組み入れています。3歳からの保育が確保できるのかという問題もあるでしょう。

保護者の願いは、ただ保育の受け皿が増えることを望んでいるわけではありません。

その願いは

・子どもにとっての環境条件が整う、居住地の近くで、就学前まで預かり続けることができる施設への入所にあると言えます。

今回は触れませんでした。待機児童解消のためには、保育士不足の解決が不可欠であり、保育士、とりわけ民間保育士や非正規の処遇改善こそ求められていることを共有し合えるものと思います。その方策と合わせて待機児童解消にむかうことを求めて、次の質問に移ります。

3. 国民健康保険 県単位化でどうなる 保険料は上がるのか 下がるのか

2015年5月「持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法案」が成立したことにより、平成30年度から、現在の市町の国民健康保険は、都道府県単位化されることとなります。

来年4月から、国保の保険者は、都道府県と市町村になります。

昨年来、県下市町の保険者と県で構成する三重県国保運営協議会準備会での検討が続いています。

昨年、1昨年と一般質問で「国民健康保険 問われる自治体の対応」と取り上げてきました。

この国民健康保険証には、保険者「三重県四日市市」とありますが、来年4月からは保険証の記載は変わりますか？いつ変わりますか？

→答弁

三重県では、本年3月13日 第3回三重県国保運営協議会準備会において「県に支払う納付金・市町ごとの標準保険料率の仮算定結果等」を示した。

この試算による、四日市市国保保険料一人当たり保険料は平成27年度比較で、

1万8698円のアップ、伸び率15.6%になっている。

先日、5月31日には、県は県下の市町首長を集めて、国保県単位化についての説明会を開催した。会議は非公開で行われた。

なぜ非公開だったのか。見せたくないのか、聞かれないのか。

今後のスケジュールで9月にも改めて「試算算定」が示される予定であり、この算定が本市における来年度国保会計予算編成のもととなると思われる。

保険料、料率はいつ、決まるのか。

被保険者市民の周知は、今もって何も示されていない。

被保険者不在ではないか。

国保は強制加入の公的保険である。

保険者として事前に広報し、被保険者・加入者の声を聴くのが当然ではないのか。

県単位化に向けての検討プロセス、報告、情報公開が不十分である。

議会、被保険者への情報、本市の広域化会議での発言・スタンスを公開すべき、と昨年指摘したが、

平成30年度からの国保県単位化について、被保険者である市民に、いつ、何を、どのように周知するのか？

パブリックコメントさえ実施せず、決まってから「決まりました」と言うのか。お答えください。

→答弁

四日市市の国保は保険料収納率は金額ベースで90%ですが、

国保世帯数約4万2000世帯で、1万1300世帯が滞納しています。

実に26%の世帯、4軒に1軒が滞納です。

国保世帯の悲鳴の反映でしょう。

収入に対する負担は限界を超えている。

保険者が県単位化されて、保険料の引き上げがされたら、さらにこの割合は増えることは目に見えています。

県単位化で被保険者の市民に「国保の危機」「払えない保険料」にしてはならない。

過去答弁において「今後も安定的に国保を維持し、被保険者の負担が増えないように基金の活用をしてまいりたい」と答弁されているが、県単位化による保険料負担増・値上げを基金活用及び一般会計繰入で回避するという立場であ

ると理解してよいか？

→答弁